

立川市雨水浸透施設設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地下水のかん養を促し、健全な水循環の保全及び雨水の流出抑制を図るために、雨水浸透施設を設置する者に対して交付する補助金（以下「補助金」という。）について、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、雨水浸透施設とは、住宅の屋根に降った雨水を地下に浸透させるための構造をもった雨水浸透ます及び雨水浸透管で、別に定める立川市雨水浸透施設設置基準（以下「設置基準」という。）に適合するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に敷地面積が500平方メートル未満の一戸建ての住宅（居住部分が2分の1以上の併用住宅を含む。以下「住宅」という。）を所有する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、雨水浸透施設の設置に対して補助金を交付しない。

- (1) 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱（平成5年10月1日市長決定）第3条に規定する事業に伴い雨水浸透施設を設置する場合
- (2) 仮設住宅に設置する場合
- (3) 売買を目的として住宅を所有している場合
- (4) 住宅を所有する個人が市税を滞納している場合

(対象区域)

第4条 対象区域は、市内全域とする。ただし、急傾斜地崩壊危険区域及び雨水浸透施設を設置することにより安全性が損なわれるおそれのある区域を除く。

(施工者)

第5条 補助に係る雨水浸透施設の設置工事（以下「設置工事」という。）は、立川市下水道条例（昭和35年立川市条例第15号）第7条の3の規定により市長が指定した指定下水道工事店が施工するものとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、設置基準に定める標準工事単価に設置数量を乗じて得た額又は設置工事に要した額（消費税を含む。）のうちいずれか少ない額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額は、200,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水浸透施設設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 雨水浸透施設配置図
- (3) 工事見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、設置工事の着手前に行うものとする。

3 第1項の規定による申請の際には、立川市下水道条例施行規則（昭和35年立川市規則第8号）第4条第1項に規定する排水設備新設等計画届出書を提出するものとする。

(交付決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは雨水浸透施設設置補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことと決定したときは雨水浸透施設設置補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定にあたり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 申請者は、第1項の規定による交付の決定を受けた後、設置工事に着手するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、第7条第1項の規定により申請した内容について変更が生じたときは、必要な書類を添えて雨水浸透施設設置工事変更申請書（第4号様式）を提出するものとする。

2 前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ雨水浸透施設設置補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 交付決定者が前項の規定により交付決定を受けた雨水浸透施設の設置工事を取りやめるときは、雨水浸透施設設置工事取りやめ届（第6号様式）を提出するものとする。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、設置工事が完了したときは、速やかに雨水浸透施設設置工事完了報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて報告するものとする。

- (1) 工事費領収書又はその写し
- (2) 工事写真
- (3) 竣工図

（補助金額の確定）

第11条 前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、当該報告の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、雨水浸透施設設置補助金確定通知書（第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条に規定する確定通知書を受けた後、速やかに雨水浸透施設設置補助金交付請求書（第9号様式）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、この要綱その他法令の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(維持管理)

第15条 第12条の規定により補助金の交付を受けた者は、定期的に点検及び清掃を行い、設置した雨水浸透施設の適正な維持管理に努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境下水道部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。